○契約保証および前払金保証の電子化について

令和6年4月1日以降に契約する案件より、契約保証および前払金保証等について、電子証書の取り扱いを開始いたしますのでお知らせいたします。保証についての具体的な手続きは、各保証機関(保証事業者、損害保険会社)にご確認ください。

なお、紙による証書(証券)についても引き続き取り扱うものであり、現金納付等の契約保証も従来どおり取り扱います。

記

1. 対象

	保証事業会社 (西日本建設業保証㈱など)	損害保険会社
契約の保証 契約金額500万円以上の建設工事、測量・設 計コンサルタント業務	契約保証証書	履行保証保険証書 公共工事履行保証証券
前払金保証 契約金額 300 万円以上の建設工事、測量・設 計コンサルタント業務	前払金保証証書	_

2. 方法(詳細については、別紙も参照のこと。)

(1) 保証事業会社

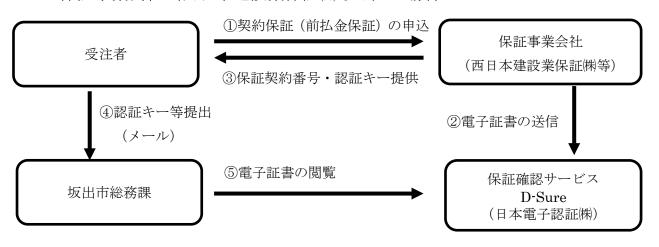
発行された<u>保証契約番号および認証キー</u>(PDF ファイル)を電子メールに添付し、 総務課のメールアドレス (soumuka@city.sakaide.lg.jp) 宛てに提出の上、到達確認 の連絡をしてください。

(2) 損害保険会社

発行された PDF 形式の証券 (証書) を電子メールに添付し、総務課のメールアドレス (soumuka@city.sakaide.lg.jp) 宛てに提出の上、到達確認の連絡をしてください。なお、同じメールの cc 欄に保険会社から指定されたメールアドレスも入力して送付してください。

(別紙) 電子証書授受の大まかな流れ

<保証事業会社(西日本建設業保証㈱など)の場合>



<損害保険会社の場合>

